

電気用品の技術基準の解説

改訂前の解説（解説本 第 14 版 260 ページ）	改定した解説
<p>別表第四 1(3)の解説</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本項は、配線器具の部品及び付属品について規定したものである。2. リ項は、プリント基板の難燃化対策として平成 27 年 7 月に解釈改正された項目である。3. (以下省略)	<ol style="list-style-type: none">1. 本項は、配線器具の部品及び付属品について規定したものである。2. リ項は、プリント基板の難燃化対策として平成 27 年 7 月に解釈改正された項目である。3. (以下省略)4. <u>ロ項において、</u><ol style="list-style-type: none">(1) <u>電源電線の口出し線として使用する絶縁電線（平形導体合成樹脂絶縁電線を除く。）はコード又はキャブタイヤケーブルと同等以上のものとみなす。</u>(2) <u>構造、用途等が明確である場合は、「電源電線」には電気設備の技術基準の解釈第 142 条、第 170 条、第 171 条等の規定も適用されるので、取り付けるべき電線の種類を注意する必要がある。（以下別表第四において同じ。）</u>

当該部解釈

ロ 電源電線等(解説4)は、次に適合すること。

(イ) 電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであって、かつ、次のいずれかに適合すること。

- a コード又はキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm^2 以上(信号線にあっては、 0.5 mm^2 以上)のものであること。
- b 差し込みプラグ(定格電流が 3A 以下、定格遮断電流が 500A 以上のヒューズを有するものに限る。)に附属するコード又はキャブタイヤケーブルであって、その長さが 2m 以下、断面積が 0.5 mm^2 以上のものであること。
- c 定格電流が 0.5A 以下の器具に使用する金糸コードであって、その長さが 2.5m 以下のものであること。

(ロ) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。

- a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の右欄に適合するものであり、かつ、100N の引張荷重を 15 秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。ただし、電子回路の入出力信号の微小電流回路、地絡電流が 1mA 以下(商用周波数以上の周波数において危険が生ずるおそれのない場合にあつては、1mA 以下であることを要しない。)の回路等に使用するものであって、適切な絶縁被覆を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、「電子回路の入出力信号の微小電流回路」には、中性線欠相保護機能付き漏電遮断器の中性線欠相検出用口出し線を含む。

1. 接続される回路の電圧の区分	2. 電線
3. 交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下	4. 試料 2m を 1 時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に 500V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えるもの
5. 交流にあっては 30V を超え 60V 以下、直流にあっては 45V を超え 60V 以下	6. 試料 2m を 1 時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に 1,000V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えるもの
7. 60V を超え 150V 以下	8. 別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、断面積が 0.75 mm^2 以上のもの又は断面積が 0.75 mm^2 (手持ち形の部分(コントローラーを含む。))に至る 0.5 A 以下の回路に使用するものにあつては、 0.5 mm^2 以上であつて、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に 1,000V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えるもの
9. 150V を超え 300V 以下	10. 断面積が 0.75 mm^2 以上であつて、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に 1,500V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えるもの
11. 300V を超えるもの	12. 断面積が 0.75 mm^2 以上であつて、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に回路電圧の 2 倍に 1,000V を加えた値の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えるもの

- b 別表第一の規定又は別表第十二の規定の規定に適合するものであって、その長さが 2m 以下、断面積が 0.5 mm^2 以上であること(電源供給側の器具の内部に定格電流が 3A 以下であつて、定格遮断電流が 500A 以上のヒューズ又は過負荷保護装置を備えてある場合に限る。)

この場合において、「ヒューズ又は過負荷保護装置」とは、器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線の短絡時の焼損防止用をいう。

